





国は、前項各号に掲げるものに要する経費に充てるべきため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について同項の規定を適用したとするならは國が負担し、又は補助することとなる割合を斟酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

2  
改正後の第十四条及び第十五条の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則（昭和四九年六月二六日法律第九  
八号）抄  
施行期日

**五号**抄  
(施行期日等)  
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定、昭和五十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 〔施行期日等〕 この法律は、公布の日から施行する。  
附 則 (昭和六一年五月八日法律第四六号) 少

2 この法律（第十一條、第十二條及び第三十四條の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の

一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校・中学校又は義務教育学校の寄宿舎の新築又は増築

二 公立の小学校・中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員の積雪による通勤の困難を緩和するための住宅の建築

(国の負担割合の特例)

**第十六条** 前二条に定めるもののほか、基本計画に基づく事業の実施の促進上特に必要があるときは、当該事業に要する経費に係る国の負担割合について、別に法律で定めるところにより、特例を設けることができる。

この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則**（昭和四五年一二月二六日法律第

1 この法律は、公布の日から施行する。

町村の負担を含む。以下この項において同じ。又は補助（昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の

る事務又は事業の実施により平成三年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。）以降の年度に

の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算

年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度）の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度（以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予

出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

昭和六十年度以前の年数における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年数に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年数に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、よ

(施行期日等) 号抄

条の規定を除く。)による改正後<sup>14)</sup>の法律の平成元年度及び平成二年<sup>15)</sup>度の特例による規定並びに平成元年<sup>16)</sup>度の特例による規定は、平成元年<sup>17)</sup>度及び

あつては、平成元年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下こ

国の負担及び昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に

補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度における

る事務又は事業の実施により平成三年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二年度）。以下この項において同じ。）以降の年度に

の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算

